

□ 国会（第百四十五回常会）における行政機関情報公開法案の修正内容

衆議院における修正（自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、共産党及び社民党・市民連合の共同提案）

1 手数料（本則修正）

手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

2 土地管轄（本則修正）

情報公開訴訟については、行政機関の所在地の裁判所（行政事件訴訟法第二二条）のほか、原告住所地を管轄する高等裁判所の所在地にある地方裁判所（全国八ヶ所）にも訴訟を提起できることとする。

併せて、同一又は同種類別の訴訟が複数の裁判所に提起されたときは、裁判所の判断により、移送できるところとする。

3 特殊法人情報公開法案（附則修正）

特殊法人の情報公開制度について、本法公布後二年を用途として、法制上の措置を講ずるものとする。

4 見直し規定（附則修正）

本法施行後四年を用途として、本法の施行状況に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

参議院における修正（自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び自由党の共同提案）

○ 見直し規定（附則修正）

衆議院における修正（4の部分）に、「本法の施行状況」のほか、「情報公開訴訟の管轄の在り方」についても検討を加えることを追加。

衆議院における修正に係る新旧対照表

衆議院における修正案

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 行政文書の開示(第三条―第十七条)
- 第三章 不服申立て等
- 第一節 諮問等(第十八条―第二十条)
- 第二節 情報公開審査会(第二十一条―第二十六条)
- 第三節 審査会の調査審議の手續(第二十七条―第三十五条)
- 第四節 訴訟の管轄の特例等(第二十六条)
- 第四章 補則(第三十七条―第四十四条)
- 附則

(手数料)

- 第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受け
る者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の
範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数
料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならな
い。
- 2| 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り
利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 3| 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由がある
と認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の
手数料を減額し、又は免除することができる。

(傍線部分は修正部分)

政 府 案

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 行政文書の開示(第三条―第十七条)
- 第三章 不服申立て
- 第一節 諮問等(第十八条―第二十条)
- 第二節 情報公開審査会(第二十一条―第二十六条)
- 第三節 審査会の調査審議の手續(第二十七条―第三
十五条)
- 第四章 補則(第三十六条―第四十三条)
- 附則

(手数料)

- 第十六条 (同上)
- 2| 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由がある
と認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手
数を減額し、又は免除することができる。

第三章 不服申立て等

第四節 訴訟の管轄の特例等

(訴訟の管轄の特例等)

第三十六条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟(次項において「情報公開訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも提起することができる。

2) 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

第三十七条～第四十一条 (略)

第三章 不服申立て

第三十六条～第四十条 (略)

(特殊法人の情報公開)

第四十二條 政府は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。以下「特殊法人」という。）について、その性格及び業務内容に応じ、特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四十三條・第四十四條 （略）

附則

1| この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条第一項中両議院の同意を得ることに關する部分、第四十條から第四十二條まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2| 政府は、独立行政法人及び特殊法人の保有する情報の公開に關し、この法律の公布後二年を目途として、第四十二條の法制上の措置を講ずるものとする。

3| 政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(特殊法人の情報公開)

第四十一條 政府は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。以下この条において「特殊法人」という。）について、その性格及び業務内容に応じ、特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四十二條・第四十三條 （略）

附則

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条第一項中両議院の同意を得ることに關する部分及び第三十九條から第四十一條までの規定は、公布の日から施行する。

参議院における修正に係る新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

参議院における修正案

衆議院からの送付案

<p>(訴訟の管轄の特例等)</p> <p>第三十六条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第三項において「情報公開訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも提起することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>1~2 附則 (略)</p> <p>3 政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(訴訟の管轄の特例等)</p> <p>第三十六条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟(次項において「情報公開訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも提起することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>1~2 附則 (略)</p> <p>3 政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
--	--